

令和6年度

土地改良施設管理事業

農業施設緊急補修業務委託（2工区）

特　記　仕　様　書

(笛吹市御坂町・八代町・境川町・芦川町地内)

産業観光部農林土木課

# 特　記　仕　様　書

## 第1章　総則

### 第1条　適用

本仕様書は、笛吹市の発注する『農業施設緊急補修業務委託（2工区）』に適用する。また、本仕様書に明記されていない事項は山梨県土地改良事業共通仕様書、山梨県土整備部建設工事必携、請負契約書、工事打合簿によるものとする。

### 第2条　対象区域

- 1　区域は、笛吹市御坂町・八代町・境川町・芦川町地内の農業用施設を対象とする。
- 2　本業務は、対象区域内において発生すると思われる農業用施設の維持修繕業務を対象とする。  
このため、業務の実施箇所はその都度、監督員が指示を行うものとする。

### 第3条　履行期限

履行期間は契約書に基づくものとする。

### 第4条　関係法令等の遵守及び関係機関との調整等

業務遂行に当たっては、砂防法、河川法、道路法、道路交通法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署および地元調整を十分行い、苦情等の発生を未然に防ぐよう努力すること。

## 第2章　業務関係

### 第5条　主任技術者（業務責任者）及び業務内容

#### 1　主任技術者（業務責任者）

- 1) 当業務を遂行するにあたり、受注者は主任技術者（以下『業務責任者』という）を配置し、この契約の履行に関し、その連絡および管理を行うものとする。但し、工事を施工する場合にあっては、建設業法に定める技術者を配置しなければならない。
- 2) 緊急業務のため、技術者の専任は必要としない。
- 3) 業務着手に先立ち、業務体制・緊急時連絡体制および主要工種における施工方法等の業務計画書を監督員に提出し承認を得ること。また、業務の執行に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理及び労務管理を行う。

#### 2　業務内容

- 1) 早急に実施を必要とする業務を対象とするため、通常想定される業務を積算計上するが、業務内容については監督員の指示によるものとする。
- 2) 監督員は、緊急的な業務の必要が生じた場合、口頭・ファックスまたは「緊急業務指示書」により、業務責任者に指示を行う。業務責任者は、指示を受けた場合速やかに対応するものとする。
- 3) 業務責任者は、維持修繕業務の個別箇所終了後、月毎に業務内容等（実施月日、作業概要、使用資機材、労務参考見積、写真等）を整理して「緊急業務実施報告書」により監督員に提出する。

4) 道路監視業務については、次の項目に留意して実施するものとする。

- ① 受注者は、契約締結後直ちに「監視担当者」及び「運転担当者」を定め、本仕様書に基づき、その業務を誠実に履行するものとする。
- ② 監視業務は、必要に応じ監督員の指示に基づき対象路線について実施する。
- ③ 夜間の監視業務を行う場合は、対象路線について主に照明状況の把握とともに危険箇所の有無を重点に行うものとする。
- ④ 監視業務の編成は、運転手（一般）と土木一般世話役及び自動車（ライトバン2,000cc）で構成するものとする。
- ⑤ 監督員と業務責任者は実施時期等を協議するものとし、「道路監視計画書」を作成して実施月の前月25日までに監督員に提出し、翌月5日までに「道路監視報告書」を監督員に提出するものとする。
- ⑥ 監視業務における点検事項はつぎのとおりとする。
  - ア 路面の状況（汚れも含む）
  - イ 路肩、路側の状況
  - ウ のり面の状況
  - エ 排水施設の状況
  - オ 擁壁の状況
  - カ カルバート、橋梁の状況
  - キ トンネル等の状況
  - ク 保安設備、安全施設の状況
  - ケ 道路に関する工事状況
  - コ 道路の不法占用、不法使用の状況
  - サ 交通状況（渋滞、安全性）
  - シ 歩道の状況
- ⑦ 道路監視業務車の装備はつぎのとおりとする。
  - ア カーラジオ、管内図、野帳
  - イ 卷尺、ポール
  - ウ セイフティーコーン、バリケード、保安ロープ、標識、赤色灯・点滅灯、懐中電灯、旗、路肩ポール
  - エ スコップ、ツルハシ、カマ、鋸、ハンマー等道路応急補修用具
  - オ カメラ、双眼鏡、携帯電話等
  - カ レミファルト、融雪剤等道路応急補修用資材
- ⑧ 道路監視中、通行に支障をきたす恐れのある穴凹等を発見した場合は、速やかに応急措置を行うとともに監督員に報告する。

## 第6条 緊急時の体制

- 1 受注者は、休日及び夜間においても、監督員から指示を受けた場合には速やかに参集可能な体制を確立しておくものとする。
- 2 受注者は、緊急時に監督員が指示した場合には、必要な資機材を速やかに準備可能な体制の確保に努めるものとする。

## 第7条 事故等の報告

受注者は、業務履行中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に通報しなければならない。

## 第8条 交通安全対策

業務箇所の車両および重機の出入りについて、一般車両との事故等を予防するための必要な処置を行うものとする。また、工事区間・工事用進入路及び一般道との交差部等について粉塵等の防止措置を請負者の責任において行うものとする。

また、本業務の工事施工に際し一般道の通行規制等生じる場合は、監督員と協議を行い道路工事保安施設設置基準等により、交通誘導警備員及び保安施設を設置するものとする。

## 第9条 交通安全対策

- 1 交通誘導員は、交通の状況により配置する。
- 2 その他、この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

## 第3章 その他

### 第10条 経費・単価等

#### 1 定義

当業務委託は実施金額が請負金額まで達するものとし、原則として業務途中での部分払い、変更契約を行わないものとする。ただし、不測の事態が生じた場合はこの限りでない。

#### 2 経費

当業務委託における経費は、土地改良工事積算基準書（土木工事）に定めるところの「排水路工事」の経费率を使用するものとする。

なお、上記によりがたい場合は、別途、監督員と協議による。

#### 3 単価・積算

直接工事費に計上する労務単価、原材料等単価については、山梨県実施設計単価、建設物価等を使用するものとし、積算については積上げ方式もしくは、土地改良工事積算基準書に定めるところの標準歩掛りを使用する。なお、特殊な工種、製品については別途見積書等により監督員と協議するものとする。

### 第11条 提出書類の作成

#### 1 月別提出書類

業務の指示があった場合、箇所別内訳表、位置図、写真（着工前・施工時・完成）を作成し実施状況等を整理する。ミルシート、マニフェストは別途、打合せ簿を付けて提出する。また、必要箇所については施工図面（展開図・配筋図等）を添付すること。

なお、労務費が積上げ方式の場合は業務に要した日ごとの人工が分かる写真を添付すること。

表紙に緊急業務委託打合せ簿、実施清算書、月別報告書、箇所別位置図、箇所別内訳表、箇所別写真の順にまとめて提出する。

#### 2 箇所別内訳表

- 1) 簡潔にわかりやすく、A4サイズで作成する。

- 2) 番号は、指示のあった順（施工日順）に番号をふり、位置図にインデックスを貼る。  
提出写真と対比が出来るようする。
- 3) 箇所別内訳表は月別にまとめ、更に労務費と資材費（材料費）ごとに集計を行う。
- 4) 労務費は、標準施工単価とするか、積上げ方式の場合、業務に要した時間を人工に換算して集計を行う。（普通作業員 2.0 h → 0.25 人、1.0 日 → 1.00 人）  
処分費は別途計上し、支給品運搬費は直接工事費に計上できる。
- 5) 資材費（材料費）の単価は、特殊なものを除いて建設物価・積算資料等の公表価格（現場渡し価格）を原則として使用するものとする。
- 6) 質量 20t 未満の建設機械、及び器材等は共通仮設費に含まれるものとし、質量 20t 以上の建設機械、仮設費、重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用、重建設機械等の賃料は積上げにより直接工事費に計上することができる。
- 7) 実施月の末日から翌月 7 日までに提出を行い監督員の確認を行うこと。労務費・単価に疑義が生じた場合は再度協議により提出する。
- 8) 交通誘導員を配置した場合は、月別報告書に入力する。

### 3 完成書類

実施金額が請負金額を満たした場合、各月別報告書及びその他書類をまとめ、実施清算書を添付し、最終報告とする。（チーブファイル等 1 部提出）

## 第 12 条 その他

本特記仕様書明記されていない事項については、監督員の指示に従うこととする。また、本特記仕様書によりがたい事態が発生した場合、あるいは内容に疑義が生じた場合は、速やかにその都度監督員と協議の上決定するものとする。